

〔平成 21 年度歳出予算概算要求の概要〕

**平成 21 年度 畜産振興課予算の概要**

平成 20 年 8 月

国際的な穀物価格の上昇に対応するため、配合飼料価格の安定を図りつつ、国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大により飼料自給率の向上を図り、力強い畜産経営を確立する。

和牛の遺伝資源の保護・活用を推進するとともに 家畜の能力の向上、遺伝的能力評価の推進、畜産新技術の実用化等の家畜改良増殖対策を総合的に進め、畜産物の生産コスト低減と品質の向上を促進する。

**1. 配合飼料価格の安定対策等**

- (1) 配合飼料価格安定対策事業 【11,000(6,000)百万円】  
配合飼料価格の急激な上昇が、畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、国と民間の協力の下に「異常補てん基金」を積み立てるとともに、「通常補てん基金」に財源不足が生じた際に必要な基金財源の借入に対する利子助成を実施。
- (2) 飼料穀物備蓄対策事業 【4,345(4,315)百万円】  
 海外主要生産国の凶作や輸送ルートにおける障害等の影響で国内需給がひっ迫した場合に対処するため、一定量の飼料穀物の備蓄を実施。

**2. 飼料自給率の向上****【粗飼料】**

- (1) 国産粗飼料増産対策事業 【2,391(1,822)百万円】  
青刈りとうもろこしや稲発酵粗飼料等の国産粗飼料の増産を促進するため、耕畜連携の下で稲発酵粗飼料を家畜に給与する取組等を支援するとともに、これらの流通計画の策定や流通拠点の整備に必要な経費、当該流通拠点から畜産農家までの広域流通に要する経費等、粗飼料の広域流通体制の確立を支援。
- (2) 耕畜連携水田活用対策事業 【5,404(5,404)百万円】  
 地域段階での水田を活用した飼料作物の生産・利用に係る調整活動、簡易な基盤整備、飼料生産用機械等の導入等、地域の創意工夫を活かした飼料作物生産の取組や、地域の創意工夫により設定した面積当たり単価に基づいて、稲発酵粗飼料等の飼料作物の生産や水田放牧等の取組を支援。
- (3) 強い農業づくり交付金 【29,150(24,914)百万円の内数】  
 効率的な自給飼料生産のための飼料基盤整備や飼料作物生産用機械等の導入、耕作放棄地等における放牧の拡大等を支援。
- (4) 草地畜産基盤整備事業(公共)【16,479(14,390)百万円】  
効率的な草地等の造成・整備改良、飼料基盤に立脚した畜産担い手育成対策、未利用地と草地等の総合整備に加え、新たに、中山間等地域において、耕作放棄地等の活用や飼料自給率向上のための取組への支援対策を拡充するとともに、鳥獣害防止のための施設整備を支援。
- (5) 畜産環境総合整備事業(公共)【2,614(2,290)百万円】  
 家畜排せつ物処理施設とたい肥の還元用草地等の一体的な整備、畜産資源を活用した景観形成等の整備に加え、畜産経営における低コストな臭気対策の実用化モデルの整備に対し支援。

## 【濃厚飼料】

- (6) 地域資源活用型エコフィード増産推進事業 【300(0)百万円】  
地域の畜産生産者等が共同で使用するTMRセンター等において、地域で発生する食品残さ(豆腐粕、醤油粕及び農場残さ等)の収集や粗飼料(とうもろこしサイレージ、牧草サイレージ等)の生産により、自給飼料を原料とする混合飼料を生産する場合に必要な立ち上がり経費について支援。
- (7) エコフィード緊急増産対策事業 【792(792)百万円】  
短期間に配合飼料原料としてのエコフィードの生産量と利用量を拡大するとともに、畜産農家にその有効性を広めるため、食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーの両者が連携してエコフィードの生産量を増加させる取組及び原料の品質確保に必要な集荷体制を構築する取組に対し支援。
- (8) エコフィード対策推進事業 【27(27)百万円】  
エコフィードに関わる技術情報等の普及や認証制度の検討等の取組への支援により、食品残さの飼料化を推進。

## 3. 家畜の遺伝資源の保護・活用対策の推進

- (1) 畜産新技術実用化対策推進事業 【532(532)百万円の内数】  
和牛の知的財産の戦略的活用を図る体制を整備するとともに、遺伝資源保護に資する遺伝子探索等技術開発、特許の取得を促進。
- (2) 和牛精液等流通管理体制構築推進事業 【140(82)百万円】  
和牛精液ストロー等の流通管理を強化するため、構築してきた地域段階のモデルシステムを発展させ、精液の生産、使用状況を集約する全国システムを構築。

## 4. 家畜改良増殖の推進と畜産新技術の実用化

- 強い農業づくり交付金 【29,150(24,914)百万円の内数】  
家畜改良増殖対策推進事業 【160(160)百万円】  
畜産新技術実用化対策推進事業 【532(532)百万円の内数】
- (1) 家畜改良増殖の推進  
乳用牛については、牛群検定により遺伝的能力評価による雌牛の選択的利用を推進するとともに、国産遺伝資源を活用した種雄牛づくりの強化、海外種雄牛の遺伝的能力データの収集による国産種雄牛の優位性の分析、繁殖性や長命性等を加味した新たな指標の開発等により、後代検定による我が国の風土に適した種雄牛の作出を実施。  
肉用牛については、広域後代検定による高能力種雄牛の作出・利用の推進、増頭に資する和牛受精卵の供給施設の整備等を実施。  
豚については、改良施設の整備、遺伝的能力評価の普及・推進等を実施。
- (2) 畜産新技術の実用化  
遺伝病のDNA診断技術の開発、経済形質等に関するDNA解析技術等を利用した家畜改良方法の開発・検証。  
牛個体識別システムと電子タグを結びつける新たな仕組みを構築し、牛群管理の自動化・省力化、牛個体識別システムを活用した情報提供等の充実と効率化を図るモデル的な取組を支援。

## 配合飼料価格安定対策事業

【配合飼料価格安定対策事業 11,000(6,000)百万円】  
(配合飼料メーカー積立分と合わせて220億円)

### 対策のポイント

配合飼料価格の急激な上昇が、畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、国と民間の協力の下に「異常補てん基金」を積み立てるとともに、「通常補てん基金」に財源不足が生じた際に必要な基金財源の借入に対する利子助成を行います。

### (配合飼料価格安定制度の仕組み)

我が国の畜産経営においては、生産費に占める配合飼料費の割合が高く、配合飼料は原料の大部分を海外からの輸入に依存しているため、その価格は穀物の国際相場、海上運賃(フレート)、為替等の影響により変動しやすいという特性を有しています。

こうした状況を踏まえ、配合飼料価格が一定基準以上に上昇した場合に補てん金を交付する配合飼料価格安定制度を設け、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響の緩和を図っています。

通常補てん・・・畜産経営者及び配合飼料メーカーの自主的な積立金が財源。

原則として、当該四半期の配合飼料価格が直前1年間の平均価格を上回る場合に、その上回る額を補てん。

異常補てん・・・国及び配合飼料メーカーの積立金が財源。

通常補てんでは対処し得ない異常な配合飼料価格の高騰時に通常補てんを補完するため、当該四半期の輸入原料価格が直前1年間の平均価格の115%を上回る場合に、その上回る額を補てん。

### 政策目標

畜産経営の安定を図り、もって、消費者に対し、畜産物を合理的な価格で安定的に供給できる体制を確立。

### <内容>

#### 1. 事業概要

(1) 通常補てんでは対処し得ない配合飼料価格の大幅な値上りに際し、畜産経営の受ける影響を緩和するため、異常補てんに必要な財源の積み増しを行います。 【補助率：定額】

(2) 通常補てん基金の財源不足が生じた場合に、必要な基金財源の借入に対する利子助成を実施します。

#### 2. 事業実施主体

社団法人 配合飼料供給安定機構

[担当課：生産局畜産部畜産振興課需給対策室(03-3591-6745(直))]

## 飼料穀物備蓄対策事業

【 4 , 3 4 5 ( 4 , 3 1 5 ) 百万円】

### 事業のポイント

飼料穀物の国内への安定供給を図る施策を実施します。  
飼料穀物の国内需給がひっ迫した場合に対応するため、配合飼料の主原料である飼料穀物を一定量備蓄します。

#### (飼料穀物の備蓄について)

我が国畜産経営の大宗が利用している配合飼料は、輸入依存度の大きい飼料穀物を主原料としています。このため、飼料原料が短期的にひっ迫する事態に備え、配合飼料の主原料であるとうもろこし・こうりゃんを60万トンを備蓄しています。

飼料穀物の輸入依存度・・・とうもろこし(100%)、こうりゃん(100%)

配合飼料の原料割合(H19年度)・・・とうもろこし(50%)、こうりゃん(5%)

#### (これまでの不測の事態における放出(貸付)事例)

- ・ 平成8年10月～  
米国とうもろこしの7年産が凶作であった影響で、8年産が流通するまでの端境期に穀物需給が逼迫したため、備蓄穀物を放出(貸付)。
- ・ 平成10年6月～  
降雨量の減少の影響で、米国から日本へ輸送される飼料穀物の大宗が通過するパナマ運河で長期間低水位状態が続いたことにより運送事情が悪化したため、備蓄穀物を放出(貸付)。
- ・ 平成17年9月～  
米国における飼料穀物の主要輸出港であるニューオーリンズをハリケーン「カトリナ」が襲来し、飼料穀物の積み出しが一時的に途絶したことから、飼料穀物の需給の逼迫が懸念されたため、備蓄穀物を放出(貸付)。

### 政策目標

不測の事態において、国内畜産生産者に安定的に配合飼料を供給

#### < 内容 >

##### 1. 事業内容

備蓄穀物のとうもろこし・こうりゃん(60万トン)を配合飼料メーカーに保管委託します。このとき、地域ごとの配合飼料の生産量などを踏まえ、全国の34の港湾地域に備蓄穀物を配置しています。

##### 2. 事業実施主体

社団法人 配合飼料供給安定機構、備蓄穀物保管協議会

[担当課：生産局畜産部畜産振興課(03-3502-8042(直))]

## 飼料自給率の向上

【飼料自給率向上対策 329(283)億円】

### 対策のポイント

国際的な穀物価格の上昇に対応するため、国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大による飼料自給率向上を進め、飼料をめぐる新たな国際環境に対応できる力強い畜産経営を確立します。

#### (飼料の種類)

飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられます。

粗飼料・・・乾牧草、サイレージ(牧草、青刈りとうもろこし、飼料用稲などを発酵させたもの)、稲わら等

濃厚飼料・・・穀類(とうもろこし、こうりゃん、大麦、飼料用米)、糠類(ふすま、米ぬか)、粕類(大豆油粕、ビール粕、豆腐粕)、エコフィード等

牛や羊等の草食性家畜は粗飼料と濃厚飼料を給与しますが、豚や鶏はほとんど濃厚飼料のみを給与します。

濃厚飼料の原料は、その大宗が海外からの輸入穀物等で、世界的なバイオエタノール需要等を背景に価格が上昇していることから、配合飼料価格が上昇しています。このため、国産飼料の生産の拡大を進めています。

また、食品工場やスーパーで発生するパンくずや売残り弁当等食品残さを家畜の飼料として加工、再利用しています(エコフィード：環境にやさしい家畜飼料です)。

### 政策目標

#### 飼料自給率の向上

24%(平成15年度)

35%(平成27年度)

#### <内容>

##### 1. 粗飼料の生産拡大

- (1) 青刈りとうもろこしや稲発酵粗飼料等の国産粗飼料の増産を促進するため、耕畜連携の下で稲発酵粗飼料を家畜に給与する取組等を支援するとともに、これらの流通計画の策定や流通拠点の整備に必要な経費、当該流通拠点から畜産農家までの広域流通に要する経費等、粗飼料の広域流通体制の確立を支援します。

国産粗飼料増産対策事業 2,391(1,822)百万円

補助率：定額、1/2以内

事業実施主体：民間団体

- (2) 水田地帯における生産性の向上や生産コストの低減、作付規模の拡大等、地域の創意工夫を活かした飼料生産振興への取組、飼料増産に向けた草地や飼料畑の造成・改良等を促進するための基盤の整備、飼料の生産・収穫・調製・流通保管のための機械・施設の整備等へ支援します。

また、飼料自給率の向上、環境保全に資する取組を実践する酪農家に対する支援を拡充し、飼料作物作付の拡大を加速化します。

【強い農業づくり交付金 29,150(24,914)百万円の内数】

【耕畜連携水田活用対策事業 5,404(5,404)百万円】

【草地畜産基盤整備事業(公共) 16,479(14,390)百万円】

【酪農飼料基盤拡大推進事業 所要額 7,062(5,446)百万円】

## 2. エコフィードの生産拡大と利用の促進

- (1) 地域の畜産生産者等が共同で使用するTMRセンター等において、地域で発生する食品残さ(豆腐粕、醤油粕及び農場残さ等)の収集や粗飼料(とうもろこしサイレージ、牧草サイレージ等)の生産により、自給飼料を原料とする混合飼料を生産する場合に必要な立ち上がり経費について支援します。

地域資源活用型エコフィード増産推進事業 300(0)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

- (2) 短期間に配合飼料原料としてのエコフィードの生産量と利用量を拡大するとともに、畜産農家にその有効性を広めるため、食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーの両者が連携してエコフィードの生産量を増加させる取組及び原料の品質確保に必要な集荷体制を構築する取組に対し支援します。

エコフィード緊急増産対策事業 792(792)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

- (3) エコフィードに関わる技術情報等の普及や認証制度の検討等の取組への支援により、食品残さの飼料化を推進します。

エコフィード対策推進事業 27(27)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

担当課：生産局畜産部畜産振興課(03-3502-5993(直))  
" 畜産企画課(03-3502-0874(直))

## 粗飼料の生産拡大

【強い農業づくり交付金 29,150(24,914)百万円の内数】  
【その他 34,374(29,776)百万円】

### 事業のポイント

飼料自給率の向上を図るため、国産粗飼料の生産拡大と流通体制の整備を推進することにより、輸入飼料への依存から脱却し、飼料基盤に立脚した循環型畜産への転換を実現します。

#### (飼料の種類)

飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられます。

粗飼料・・・乾牧草、サイレージ(牧草、青刈りとうもろこし、飼料用稲などを発酵させたもの)、稲わら等

濃厚飼料・・・穀類(とうもろこし、こうりゃん、大麦、飼料用米)、糠類(ふすま、米ぬか)、粕類(大豆油粕、ビール粕、豆腐粕)、エコフィード等

粗飼料は、牛や羊等の反芻(はんすう：一度飲み込んだ食べ物を再び口に戻して噛むこと)動物にとって必須の飼料です。牛や羊等は粗飼料のほかに濃厚飼料を給与しますが、豚や鶏はほとんど濃厚飼料のみを給与します。

### 政策目標

#### 飼料自給率の向上

24%(平成15年度)

35%(平成27年度)

#### <内容>

##### 1. 事業内容

##### (1) 飼料増産の取組強化

地方の高い自主性と裁量に基づく飼料増産への取組を支援します。

効率的な自給飼料生産のための飼料基盤の整備、飼料の生産・収穫・調製・流通保管のための施設・機械等の整備

TMR(完全混合飼料)を核とした地域システムの構築に必要な施設・機械等の整備  
耕作放棄地等を放牧地として活用するための牧柵や給水施設等の整備

水田における飼料作物の作付拡大と国産稲わらの収集・利用体制を確立するための施設・機械等の整備

水田地帯等における飼料作物の作付拡大を図るための簡易作付条件整備や耕種作物等生産・流通・利用施設・機械等の整備

不陸ならしから播種床造成までの一体的な実施による生産性・作業効率の高い草地への改良

強い農業づくり交付金 29,150(24,914)百万円の内数  
補助率：1/2、1/3等  
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

##### (2) 国産粗飼料の広域流通体制の確立

青刈りとうもろこしや稲発酵粗飼料等の国産粗飼料の増産を促進するため、耕畜連携の下で稲発酵粗飼料を家畜に給与する取組等を支援するとともに、これらの流通計画の策定や流通拠点の整備に必要な経費、当該流通拠点から畜産農家までの広域流通に要する経費等、粗飼料の広域流通体制の確立を支援します。

国産粗飼料増産対策事業 2,391(1,822)百万円  
補助率：定額、1/2  
事業実施主体：民間団体

### (3) 水田における粗飼料増産の推進

地域段階での水田を活用した飼料作物の生産・利用に係る調整活動、排水条件の改良等の簡易な基盤整備、放牧牛や飼料生産収穫用機械等の導入等、地域の創意工夫を活かした飼料作物生産の取組や地域の創意工夫により設定した面積当たり単価に基づいて、稲発酵粗飼料等の飼料作物の生産や水田放牧等の取組を支援します。

〔 耕畜連携水田活用対策事業 5,404(5,404)百万円  
補助率：1/2、定額  
事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会 〕

### (4) 飼料基盤整備の促進

大型機械化体系に対応した効率的な草地等の造成・整備改良、飼料基盤に立脚した畜産担い手の育成対策（担い手支援、再編整備、水田地帯等担い手育成）、林地等の未利用地と草地等との一体的な土地利用への再編を行い、飼料基盤整備を引き続き促進します。また、新たに、中山間地域において耕作放棄地等の活用や飼料自給率向上のための取組への支援対策を拡充するとともに、鳥獣害防止のための施設整備を支援します。

〔 草地畜産基盤整備事業(公共) 16,479(14,390)百万円  
補助率：1/2、55/100、2/3等  
事業実施主体：都道府県、事業指定法人 〕

### (5) 環境と調和した酪農生産構造の確立

飼料自給率の向上、環境保全に資する取組を実践する酪農家に対する支援を拡充し、飼料作物作付の拡大を加速化します。

〔 酪農飼料基盤拡大推進事業 所要額 7,062(5,446)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体 〕

### (6) 畜産環境の総合的な整備の促進

家畜排せつ物処理施設とたい肥の還元用草地等の一体的な整備、畜産資源を活用した景観形成等の整備を行うとともに、畜産経営における低コストな臭気対策の実用化モデルの整備に対し支援します。(アンダーライン部分は、事業実施主体が都道府県、事業指定法人の場合のみ)

〔 畜産環境総合整備事業(公共) 2,614(2,290)百万円  
補助率：1/2等  
事業実施主体：都道府県、事業指定法人、市町村等 〕

〔 担当課：生産局畜産部畜産振興課(03-3502-5993(直))  
" 畜産企画課(03-3502-0874(直)) 〕

## 国産粗飼料増産対策事業（拡充）

【 2 , 3 9 1 ( 1 , 8 2 2 ) 百万円】

### 事業のポイント

青刈りとうもろこしや稲発酵粗飼料等の国産粗飼料の増産を促進するため、  
耕畜連携の下で稲発酵粗飼料を家畜に給与する取組等を支援するとともに、国  
産粗飼料の広域流通体制を確立する取組を支援し、国産粗飼料の増産を図りま  
す。

#### （稲発酵粗飼料の生産）

稲発酵粗飼料（稲WCS）は、稲の穂と茎葉を同時に刈り取ってサイレージ化（発酵）し  
た粗飼料で、平成19年度の作付面積は6,339haとなっており、昨年度から1,157ha（+22%）拡  
大しています。

#### （粗飼料の広域流通）

配合飼料価格の高騰を背景に、国産粗飼料の生産が必要とされていますが、畜産農家にお  
いては、青刈りとうもろこし等の国産粗飼料を必要としている反面、農地や労働力が不足し  
ている農家も多く、耕畜連携により、耕種農家が生産した粗飼料を畜産農家に供給されるこ  
とが重用となっています。

しかしながら、畜産農家が近隣に粗飼料生産者を見つけることができない場合、畜産  
農家が経営や地域内で必要とする粗飼料量を超えて生産力を有する場合、耕種農家が粗飼  
料の生産意欲を持っていても、近隣に畜産農家が存在しない場合等があり、需給のアンバラ  
ンスにより粗飼料供給が不足している状況がみられます。

このような現状を踏まえ、粗飼料を広域流通することができれば、粗飼料の生産・利用を  
飛躍的に拡大することができるとともに、粗飼料自給率の向上が図れます。

### 政策目標

#### 飼料自給率の向上

24%（平成15年度）

35%（平成27年度）

#### < 内容 >

##### 1. 事業内容

##### （1）稲発酵粗飼料給与確立型

稲発酵粗飼料の家畜への給与を実証的に行う畜産経営を支援します。

【補助率：定額（10千円/10a（3年間同額））】

##### （2）粗飼料広域流通促進対策型（新規）

国産粗飼料の流通計画の策定及び流通計画に基づく流通拠点の整備に必要な経費、  
当該流通拠点から畜産農家までの広域流通に要する経費等、粗飼料の広域流通体制を  
確立する取組を支援します。

【補助率：定額（5.6千円/トン（3年間同額））、1/2以内】

##### （3）国産粗飼料増産推進

本事業に係る取組が円滑に推進できるよう、推進会議の開催、推進指導等を支援し  
ます。

【補助率：定額】

その他、これまでに本事業で採択した飼料用国産稲わら確保対策型、水田裏利用飼  
料生産供給推進型に係る取組に対して支援します。

##### 2. 事業実施主体 民間団体等

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03 - 3502 - 5993（直））]

## 畜産公共事業（拡充）

【草地畜産基盤整備事業 16,479（14,390）百万円】

【畜産環境総合整備事業 2,614（2,290）百万円】

### 事業のポイント

飼料基盤に立脚した循環型畜産への転換を図るため、自給飼料基盤の確保・整備を支援するとともに、家畜ふん尿の適切な処理等を行うため、畜産環境対策を総合的に実施します。

#### 【草地畜産基盤整備事業】

中山間等地域において、耕作放棄地等の活用や飼料自給率向上のための取組への支援対策を創設するとともに、鳥獣害防止のための施設整備を新たに助成対象として実施します。

#### 【畜産環境総合整備事業】

畜産を起因とした悪臭問題に対応するため、革新的な臭気対策技術を活用したモデル事業を新たに実施します。

（平成20年度事業実施地区数）

草地畜産基盤整備事業 146地区

畜産環境総合整備事業 31地区

### 政策目標

#### 飼料自給率の向上

24%（平成15年度）

35%（平成27年度）

### < 内容 >

#### 1. 事業内容

##### (1) 草地畜産基盤整備事業

###### 1) 都道府県営草地整備事業（都道府県、事業指定法人）

【補助率：50%】

担い手中核型（北海道に限る）

大型機械化体系に対応した効率的な草地への整備を支援するとともに、鳥獣害防止のための施設整備を新たに助成対象として実施します。

公共牧場中核型

公共牧場の再編整備及び周辺農家の草地等の一体的な整備を支援します。

###### 2) 畜産担い手育成総合整備事業（都道府県、事業指定法人）

飼料基盤に立脚した畜産担い手の育成対策（担い手支援型、再編整備型、水田地帯等担い手育成型）を行うとともに、新たに中山間等地域において耕作放棄地等の活用や飼料自給率向上のための取組への支援対策を創設するとともに、鳥獣害防止のための施設整備を新たに助成対象として実施します。

耕作放棄地等活用対策

【補助率：55%（離島60%、沖縄・奄美70%）】

中山間等地域において、整備対象に耕作放棄地等を一定以上含むこと、かつ、耕

作放棄地等の長期活用を行うこと等を採択要件として、基盤整備や農業用施設整備等を実施します。

飼料自給率向上対策 【補助率：55%（離島60%、沖縄・奄美70%）】

中山間等地域において、飼料自給率の目標がランク別に設定した達成要件を満たし、かつ、目標の達成が確実であること等を採択要件として、基盤整備や農業用施設整備等を実施します。

3) 草地林地一体的利用総合整備事業（都道府県、事業指定法人）

沖縄・奄美の補助率を新たに設定します。 【補助率：沖縄75%、奄美70%】

(2) 畜産環境総合整備事業

1) 畜産環境総合整備事業（都道府県、事業指定法人） 【補助率：50%等】

家畜排せつ物処理施設と還元用草地等の一体的な整備、草地等の多面的機能を活用した地域社会の活性化のための草地及びその附帯施設の整備を引き続き支援します。

また、革新的な臭気対策技術を活用して行う実用化モデル事業を創設します。モデル事業の実施により、低コストな手法による臭気対策の整備が可能となるとともに、併せて家畜ふん尿の適正な処理と還元農用地等の造成整備を行い、地域社会の生活環境の改善、畜産主産地の形成及び地域活性化を促進します。

2) 畜産環境総合整備統合補助事業（市町村、農協等） 【補助率：50%等】

市町村、農協等が地方の実情に合わせて行う、家畜排せつ物処理施設と還元用草地等の一体的な整備、草地等の多面的機能を活用した地域社会の活性化のための草地及びその附帯施設の整備を引き続き支援します。

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03 - 3502 - 5993（直））]

草地畜産基盤整備事業（公共）のうち  
都道府県営草地整備事業（拡充）

【 1 6 , 4 7 9 ( 1 4 , 3 9 0 ) 百万円の内数】

対策のポイント

鳥獣害防止のための施設整備を新たに助成対象として実施します。

（野生鳥獣の生息分布域の拡大）

近年、少雪化や暖冬傾向、繁殖率の向上、生殖年齢の低下や幼獣の死亡率の低下、耕作放棄地の増加等により、野生鳥獣の生息分布域が全国的に拡大しており、中山間地域から平野部へと拡大している状況にある。

政策目標

飼料自給率の向上

2 4 % ( 平成 1 5 年度 )

3 5 % ( 平成 2 7 年度 )

< 内容 >

1 事業内容

( 1 ) 事業内容の拡充

担い手中核型（北海道に限る）

事業実施計画策定事業、草地整備改良事業（鳥獣害防止施設整備を含む。）等  
公共牧場中核型

事業実施計画策定事業、草地整備改良事業（鳥獣害防止施設整備を含む。）等

( 2 ) 採択要件

担い手中核型

- ・ 事業完了後の受益草地の面積が、500ha以上（中山間地域250ha以上）
- ・ 事業参加者に占める担い手農家のシェアが事業完了時で、おおむね1/3以上  
公共牧場中核型
- ・ 地区内における公共牧場の既存草地面積が、北海道にあってはおおむね250ha以上（中山間地域おおむね125ha以上）、都府県にあってはおおむね100ha以上（中山間地域おおむね50ha以上）
- ・ 事業完了後の受益面積が、北海道にあってはおおむね300ha以上（中山間地域おおむね150ha以上）、都府県にあってはおおむね60ha以上（中山間地域おおむね30ha以上）
- ・ 当該公共牧場を建設した事業完了後から起算して5年以上経過していること。

【補助率：50%】

2 事業実施主体

担い手中核型 北海道

公共牧場中核型 都道府県、事業指定法人（都道府県農業公社）

[ 担当課：生産局畜産部畜産振興課（03 - 3502 - 5993（直）） ]

草地畜産基盤整備事業（公共）のうち  
畜産担い手育成総合整備事業（拡充）

【 1 2 , 8 7 1 ( 1 1 , 0 5 8 ) 百万円】

対策のポイント

中山間等地域において、耕作放棄地等の活用や飼料自給率向上のための取組への支援対策を創設するとともに、鳥獣害防止のための施設整備を新たに助成対象として実施します。

（中山間等地域とは）

山村振興法、過疎地域特別措置法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法、奄美群島振興法の指定地域及び特定寒冷地帯（北海道等）を指します。

政策目標

飼料自給率の向上

2 4 % (平成 1 5 年度)

3 5 % (平成 2 7 年度)

< 内容 >

1 事業内容

( 1 ) 事業内容

事業実施計画策定事業、基本施設整備事業（鳥獣害防止施設整備を含む。）、農業用施設整備事業、土地利用円滑化事業 等

( 2 ) 拡充内容

従来事業(採択要件)を「担い手育成対策」とし、中山間等地域において、耕作放棄地等の解消や発生防止、飼料自給率の加速的な向上等を行う取組を支援するため、新たな事業(採択要件)を創設し補助率を別途定める。

担い手育成対策

【補助率：50%（離島55%、沖縄・奄美2/3）】

- ・事業参加者がおおむね10人以上、家畜飼養頭羽数(肥育豚換算)がおおむね2,000頭以上、受益面積がおおむね30ha以上 等

耕作放棄地等活用対策

【補助率：55%（離島60%、沖縄・奄美70%）】

- ・耕作放棄地等を一定以上含むこと
- ・整備対象となる耕作放棄地等の長期活用を行うこと（義務づけ）
- ・耕作放棄地等基盤整備基本構想を策定していること
- ・担い手育成対策の採択要件を満たしていること

飼料自給率向上対策

【補助率：55%（離島60%、沖縄・奄美70%）】

- ・飼料自給率の目標がランク別に設定した達成要件を満たし、かつ、目標の達成が確実であること（義務づけ）
- ・市町村酪肉近代化計画に飼料自給率の目標が設定されており、かつ、目標から類推した推計値(トレンド)よりも現況値が上回っている、若しくは上回ることが確実な市町村であること
- ・担い手育成対策の採択要件を満たしていること

2 事業実施主体

都道府県、事業指定法人（都道府県農業公社）

[ 担当課：生産局畜産部畜産振興課（03 - 3502 - 5993(直)）]

草地畜産基盤整備事業（公共）のうち  
草地林地一体的利用総合整備事業（拡充）

【 1 6 , 4 7 9 ( 1 4 , 3 9 0 ) 百万円の内数】

対策のポイント

沖縄・奄美地域において、本事業の実施を促進するため、補助率を新たに設定します。

（本事業の趣旨）

本事業は、中山間地域等において、未利用地の林地と草地等農用地を一体的な土地利用体系に再編し、畜産的活用を促進するための飼料生産基盤等の整備を支援します。

政策目標

飼料自給率の向上

2 4 % ( 平成 1 5 年度 )

3 5 % ( 平成 2 7 年度 )

< 内容 >

1 事業内容

( 1 ) 事業内容

事業実施計画策定事業、基本施設整備事業、利用施設整備事業、土地利用円滑化事業

( 2 ) 採択要件

過疎法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法の指定地域酪肉近代化計画を策定している市町村

家畜飼養頭数がおおむね1, 0 0 0 頭以上(肥育豚換算)

次のいずれかを満たすこと

ア 林野率が7 5 %以上等

イ 畑の面積のうち勾配が1 5 度以上の土地にある面積が1 / 2 以上

ウ 田の面積のうち勾配が1 / 2 0 以上の土地にある面積が1 / 2 以上

エ 積算温度が著しく低く、大家畜頭数が都道府県平均以上で、かつ林野率5 0 %以上等

オ 耕作放棄地率が1 0 %以上かつ林野率5 0 %以上であって、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進基本構想に耕作放棄地対策を定めている市町村

草地、林地等の受益面積がおおむね3 0 h a 以上であること等

【補助率：5 5 % ( 離島6 0 %、沖縄7 5 %、奄美7 0 % )】

2 事業実施主体

都道府県、事業指定法人（都道府県農業公社）

[ 担当課：生産局畜産部畜産振興課（03 - 3 5 0 2 - 5 9 9 3 ( 直 ) ) ]

畜産環境総合整備事業（公共）のうち  
畜産環境総合整備事業（拡充）

【 2 , 6 1 4 ( 2 , 2 9 0 ) 百万円の内数】

対策のポイント

畜産を起因とした悪臭問題に対応するため、革新的な臭気対策技術を活用したモデル事業を実施します。

（畜産経営に起因する苦情発生状況）

・畜産経営に起因する苦情発生戸数2,541戸のうち悪臭関連1,602戸（57.4%）

（平成19年7月1日までの1年間）

政策目標

家畜排せつ物の適正な管理の確保及び利用の促進

< 内容 >

1 事業内容

（1）事業内容

資源リサイクル型及び草地畜産活性化型

事業実施計画策定事業、基盤整備事業、施設整備事業、土地利用円滑化事業

新技術活用地域環境改善モデル型

事業実施計画策定事業、基盤整備事業、臭気対策施設整備事業、新技術導入円滑化事業、土地利用円滑化事業

（2）採択要件

資源リサイクル型及び草地畜産活性化型

【補助率：50%等】

- ・事業参加者の家畜飼養頭羽数が肥育豚換算でおおむね2,000頭以上であること。
- ・基盤整備及び施設整備に係る受益面積がおおむね30ha以上であること（環境負荷脆弱地域は除く）
- ・事業参加者のうち畜産業を営む者が原則として10人以上であること（草地景域活用活性化施設整備を行う場合を除く）等

新技術活用地域環境改善モデル型

【補助率：50%】

- ・畜産経営に起因する悪臭の苦情発生が多発しており、緊急的な対応が望まれるモデル性のある地域であって、将来にわたり畜産主産地としての発展が見込まれる地域であること
- ・悪臭等の主な発生源である畜舎及びふん尿処理施設における臭気及び粉じんを除去する革新的な技術であること
- ・資源リサイクル型の採択要件(2,000頭、30ha、10人)を満たしていること
- ・モデル実証により地域の環境改善が図られ、畜産主産地の育成により飼料基盤の面積が増加すること 等

2 事業実施主体

都道府県、事業指定法人（都道府県農業公社）

[ 担当課：生産局畜産部畜産振興課（03 - 3502 - 5993(直) ) ]

## エコフィード（食品残さの飼料化）の生産拡大と利用の促進

### 【地域資源活用型エコフィード増産推進事業

300（0）百万円】

【エコフィード緊急増産対策事業 792（792）百万円】

【エコフィード対策推進事業 27（27）百万円】

### 事業のポイント

濃厚飼料の自給率向上を図るため、地域の畜産生産者等が共同で使用するTMRセンター等における食品残さの利用及び食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーが連携したエコフィード生産拡大を推進します。また、エコフィードに関する技術情報等の普及に努めるとともに、畜産農家が安心かつ安定的にエコフィードを利用するための認証制度の検討を実施します。

### （エコフィードとは）

- ・ 食品残さ等を利用して製造され、国内の未利用資源を有効活用することで飼料自給率の向上に資する飼料です。
- ・ エコフィードの利用においては、食品関連事業者、処理加工業者、畜産生産者等関連する分野と関係者が多く、また、飼料は家畜に毎日給与されるものであるため、原料供給、運搬加工、利用の各段階が密接に連携し、広域的で効率的な収集・加工・供給を可能とする体制や、一定の品質のものを安定的に定量供給する体制を構築することが必要です。
- ・ さらに、食品リサイクルによる資源の有効利用を推進し環境負荷軽減を図る観点から、エコフィードの推進にあたっては、消費者、食品関連事業者、畜産生産者をはじめとする関係者の、「食品残さ」から「食品循環資源」、これを利用した「資源循環型畜産」への一層の理解醸成と意識変革が必要です。

### 政策目標

#### 飼料自給率の向上

24%（平成15年度）

35%（平成27年度）

### <内容>

#### 1 TMRセンター等を活用した地域内食品残さ等の有効活用

##### （1）地域未利用資源の利用拡大

地域の生産者集団等がTMR等の活用により、食品残さ等の飼料原料の収集量（利用量）の拡大に取り組む場合に必要となる立ち上がり経費の一部を助成します。

( 2 ) 共同による自給飼料の生産・調製の拡大

共同で自給飼料を生産拡大し、TMR等の原料として使用する場合、飼料生産・調製の拡大に要する経費の一部を助成します。

地域資源活用型エコフィード増産推進事業 300(0)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

2 . 食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーの連携によるエコフィード生産拡大

短期間に配合飼料原料としてのエコフィードの生産量と利用量を拡大するとともに、畜産農家にその有効性を広めるため、食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーの両者が連携してエコフィードの生産量を増加させる取組及び原料の品質確保に必要な集荷体制を構築する取組に対し支援します。

エコフィード緊急増産対策事業 792(792)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

3 . エコフィードの推進

ネットワークづくり

畜産団体、食品産業団体等の協力の下、全国的な飼料化や残さの供給実態に関する調査の実施・データベース化及びITを活用した地域情報システムを構築します。

エコフィード認証制度

畜産農家がエコフィードを安心かつ安定的に利用するため、配合飼料メーカー等のエコフィード製造・利用事業者の認証の普及・定着を図るとともに、エコフィード活用畜産物等に対する表示認証を検討します。

普及啓発

食品産業関係者、生産者、消費者などを対象としたPR資料等の編集・作成、エコフィード関係者による推進会議、シンポジウム、技術研修会の開催等を行います。

エコフィード対策推進事業 27(27)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

[担当課：生産局畜産部畜産振興課(03-3591-6745(直))]

## 家畜の遺伝資源の保護・活用対策の推進

【畜産新技術実用化対策推進事業 532(532)百万円の内数】

【和牛精液等流通管理体制構築推進事業 140(82)百万円】

### 事業のポイント

我が国の財産である和牛に特徴的な遺伝子に関する特許の取得促進、和牛精液の流通管理の厳格化により、和牛遺伝資源について戦略的に保護・活用する体制を整備します。

(家畜の遺伝資源とは)

- ・ 和牛の遺伝資源は、長年の育種改良の努力により創造された我が国の財産。
- ・ 過去に輸出された和牛の遺伝資源を用いて海外で交雑種等が生産され、牛肉又は子牛として輸入されている状況。
- ・ 19年の海外からの子牛の輸入は2万3千頭程度。

(和牛に特徴的な遺伝子とは)

- ・ 和牛肉には特徴的な香りやうま味があることが明らかになってきており、これらには和牛に特有な遺伝子が関与。
- ・ 遺伝子の塩基配列を解明しその機能を明らかにすることにより、遺伝子特許が取得可能。

### 政策目標

取得した遺伝子特許を育種改良等に活用し、優良種畜の選抜等を行うことにより、家畜改良増殖目標(平成27年度)を達成

全国に普及しうる和牛精液ストロー等の流通管理体制の構築

< 内容 >

#### 1. 和牛に関する知的財産の戦略的な活用

和牛の知的財産の戦略的な活用と遺伝子解析等研究開発の促進のための取組を支援します。

- (1) 試験・研究機関や畜産関係団体等との連携により、家畜の有用形質に関する知的財産情報の集約化を図るとともに、和牛の知的財産の戦略的活用方を検討
- (2) 和牛の美味しさ、香り等の有用形質に影響する要因を分析し、和牛肉の優れた形質に関連する遺伝子を探索するための新たな指標を開発

( 3 ) 和牛の有用形質に関する遺伝子機能を解析し、遺伝資源の保護に資する特許取得を促進

〔 畜産新技術実用化対策推進事業 532 ( 532 ) 百万円の内数  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体 〕

## 2 . 和牛精液ストロー等の流通管理体制の構築

( 1 ) 全国システムの構築

精液の生産、使用状況を集約する全国システムを構築するための全国検討会の開催、システムの開発

( 2 ) モデル地域システムの普及体制の構築

バーコード等を利用した地域システムの成果の取りまとめと地域の実態に即した形で普及するための検討会の開催、啓蒙普及

〔 和牛精液等流通管理体制構築推進事業 140 ( 82 ) 百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体、農業者団体等 〕

[ 担当課：生産局畜産部畜産振興課 ( 03 - 3591 - 3656 ( 直 ) ) ]

## 家畜改良増殖の推進と畜産新技術の実用化

【強い農業づくり交付金 29,150(24,914)百万円の内数】

【家畜改良増殖対策推進事業 160(160)百万円】

【畜産新技術実用化対策推進事業 532(532)百万円】

### 事業のポイント

消費者ニーズに対応した品質の畜産物を合理的な価格で安定的に供給するため、種畜の繁殖・育成、能力の検定・評価により家畜改良増殖を推進するとともに、家畜のDNA育種技術等、国際競争力強化に資する新技術を積極的に導入します。

(家畜改良増殖とは)

- ・ 家畜の改良増殖は、畜産物の安定供給と経営の健全な発展を図っていく上で極めて重要であるとともに、畜産物の生産コストの低減や品質向上を通じて、食料自給率の向上にも貢献。
- ・ 家畜の能力を向上させるためには、家畜の資質、能力等を正確に把握・分析し、多数の個体の中から優れた個体のみを選抜し、その選抜された家畜を利用し増殖することが不可欠。
- ・ このため、家畜改良増殖法に基づき「家畜改良増殖目標」を策定し、計画的な改良増殖を推進。

(畜産新技術とは)

- ・ 家畜改良増殖を推進していくために、関連する新技術を積極的に導入し、効率的に実施。
- ・ 主な畜産新技術は、性判別受精卵の生産、DNA解析技術、クローン技術など。

### 政策目標

家畜改良増殖目標(平成27年度)の達成

<内容>

#### 1. 家畜改良施設等の整備

##### (1) 家畜改良増殖の推進

家畜の能力検定等に必要な施設及び優良な和牛受精卵を安定的に供給するための和牛受精卵供給施設の整備等を行います。

【強い農業づくり交付金 29,150(24,914)百万円の内数  
補助率：定額  
事業実施主体：都道府県】

## ( 2 ) 畜産新技術の実用化

性判別受精卵の生産、DNA解析等畜産新技術の実用化に必要な施設整備等を行います。

強い農業づくり交付金 29,150(24,914)百万円の内数  
補助率：定額  
事業実施主体：都道府県

## 2 . 家畜改良と新技術の実用化

### ( 1 ) 家畜改良増殖の推進

畜産物の生産コストの低減や品質向上を図るため、産乳・産肉能力等について、能力検定等による高能力種畜の作出・利用の推進及び繁殖性の改善指導のための取組を行います。

家畜改良増殖対策推進事業 160(160)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

### ( 2 ) 畜産新技術の実用化

国内の試験・研究機関や畜産関係団体等との連携により、効率的な遺伝子の特許取得と育種への活用方策を検討するとともに、取得された特許等知的財産の戦略的活用を図る体制を整備します。

遺伝病のDNA診断技術の開発、経済形質等に関するDNA解析技術等を利用した家畜改良手法の開発・検証を推進します。

電子標識導入に向けた調査・検討、電子標識のフィールド実証調査及び関連システム開発等を実施し、畜産経営における牛群管理や消費者への飼養履歴情報提供等の効率化を推進します。

畜産新技術実用化対策推進事業 532(532)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

[ 担当課：生産局畜産部畜産振興課(03-3502-3656(直)) ]

# 国内における食料供給力の強化 ~ 食料自給率向上に向けた取組を総合的に支援 ~

## 水田等有効活用自給力強化向上総合対策 総額 3,025億円

### 水田等有効活用自給力強化向上対策 2,233億円

#### 水田等有効活用促進対策 526億円

##### ポイント

食料自給率・自給力向上に資する作物の生産拡大を後押し！  
生産調整の拡大に円滑に対応！  
米粉・飼料用米等による水稲での生産調整の対応が可能！

転作の拡大など、新たに自給率・自給力向上戦略作物（米粉・飼料用米、  
麦、大豆等）を作付拡大した場合、新規に助成金を交付

【水田等有効活用促進交付金 40,419百万円】  
【生産条件不利補正交付金のうち成績払 1,146百万円】  
【水田等有効活用促進指導費交付金 1,482百万円】

・転作の拡大部分、調整水田等不作付地への作付拡大に対して助成  
米粉・飼料用米等 : 5万円 / 10a  
麦、大豆、飼料作物 : 3.5万円 / 10a (配分総額の範囲内で地域で単価調整可)  
(水田裏作、畑不作付地への作付拡大は 1.5万円 / 10a(助成期間: 3年、1年))

・(水田・畑作経営所得安定対策の対象者)  
上記に加え、麦、大豆には経営所得安定対策相当額を助成予定

(参考) 経営所得安定対策助成水準  
固定払 小麦: 2.7万円 / 10a、大豆: 2.0万円 / 10a (助成平均水準)  
成績払 小麦: 2,110円 / 60kg (1等Aランク)、大豆: 3,168円 / 60kg (1等)

#### 生産拡大に伴う乾燥調製施設の整備等に対して支援

【強い農業づくり交付金のうち食料自給率向上対策特別枠 5,515百万円】  
【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(新規需要米生産製造連携関連施設整備事業) 4,030百万円】

#### 産地確立交付金 1,477億円

##### ポイント

既存産地の取組への支援を継続するとともに、自給率・自給力向上の効果が高まるよう見直し！

産地づくり交付金を見直し、既存産地の創意工夫を活かした取組を継続的に支援するため、地域が単価を設定する仕組みを維持しつつ、自給率・自給力向上に向けた効果が一層高まるよう改善

・調整水田等不作付地を助成対象から除外することを検討する等、自給率・自給力向上の観点から使途を重点化  
・他の地域協議会に比べ著しく高い助成単価は是正

#### 耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金 230億円

##### ポイント

緊急的に耕作放棄地を解消するため総合的・包括的に支援！

耕作放棄地の再生利用のための活動等に取り組む主体に対して交付金を交付

再生利用活動  
・障害物除去、深耕等  
荒廃の程度に応じ3万円 / 10a又は5万円 / 10a(取組初年度のみ)  
・土壌改良等  
2.5万円 / 10a(営農開始までの間で最大2年間)  
施設等補完整備(用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設等)  
営農定着活動(水田等有効活用促進交付金の対象作物を除く。)  
・資機材等の初期投資、導入作物の適性確認等  
2.5万円 / 10a(営農開始以降の最大2年間)

### その他関連対策 792億円

#### 飼料自給率向上対策 128億円

水田の簡易な基盤の整備、飼料生産のための機械・施設の整備、飼料作付面積に応じた支援、エコフィードの生産拡大に向けた支援等を実施

【酪農飼料基盤拡大推進事業 7,062百万円】  
【地域資源活用型エコフィード増産推進事業 300百万円】  
【耕畜連携水田活用対策事業 5,404百万円】

#### 国産野菜・果実等の利用拡大対策 80億円

多様なニーズに応える安定的なサプライチェーンの構築や、食品製造事業者等が国産原材料の安定調達を図る上で必要な取組を支援

【国産原材料供給力強化対策 8,025百万円】

#### 米粉利用拡大を図る技術開発、多収性稲種子の安定供給 2億円

米粉の品質特性の解明等基盤技術の開発を行うとともに、米粉・飼料用米等の低コスト生産に必要な多収性稲種子の安定供給を図る取組を支援

【低コストで質の良い加工・業務用農産物の安定供給技術の開発  
(米粉利用を加速化する基盤技術の開発) 134百万円】  
【多収性稲種子の安定供給支援事業 58百万円】

#### 食料自給率向上、食品廃棄物の発生抑制等に向けた情報発信 48億円

国産食料品等の購入ポイントや付与するモデル的な取組や、フードバンク活動の実態把握等を通じ、戦略的な情報発信を実施

【食料自給率戦略広報推進事業 1,700百万円】  
【国産食料品等ポイント活動モデル実証事業 300百万円】  
【食品産業表示推進事業 16百万円】  
【食品廃棄物発生抑制推進事業 48百万円】  
【フードバンク活動実態調査事業 27百万円】  
【にっぽん食育推進事業 2,688百万円】

#### 面的集積・水田汎用化関連基盤整備 534億円

担い手への面的集積を図りつつ耕地利用率を向上させるための基盤整備や、戦略作物の作付けを可能とする水田の汎用化を推進

【農地有効活用緊急基盤整備事業 2,000百万円】  
【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(農地有効活用緊急支援) 100百万円】  
【農地集積加速化基盤整備事業 22,000百万円】  
【国営農地再編整備事業 13,685百万円】  
【地域水田農業支援排水対策特別事業 2,783百万円】  
【畜産担い手育成総合整備事業 12,871百万円】

## 国際的な食料事情を踏まえた食料安全保障の確立

### 1. 国内における食料供給力の強化～食料自給率向上にむけた特別対策～

#### (1) 水田等の有効活用による食料自給率向上戦略作物の増産対策

【水田等有効活用自給力強化向上対策 223, 260(147, 669) 百万円】

【農地有効活用緊急基盤整備事業(公共) 2,000(0)百万円】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 100(0)百万円】

#### 対策のポイント

水田等を有効活用し、米粉・飼料用米、麦、大豆等の需要に応じた生産を拡大する取組を総合的に支援します。

基盤整備を契機とした新規需要米作付や二毛作の推進を通じて農地の有効活用を図るため、基盤整備と関連支援策を一体的に実施します。

#### (食料自給率について)

我が国の食料自給率は、平成19年現在40%となっています。一方、国際的な穀物需給のひっ迫等食料確保の不安定要因が増大する中で、国内の食料自給率・自給力の強化に向けて、水田等を有効活用し戦略作物の需要に応じた生産拡大を進めていく必要があります。

#### 政策目標

水田等の有効活用による食料自給率の向上と生産調整の着実な推進

#### <内容>

##### 1. 水田等の有効活用による戦略作物の生産拡大に対する支援

別紙

主食用米からの転換水田、調整水田等における食料自給率・自給力向上戦略作物(米粉・飼料用米、麦、大豆等)の需要に応じた生産拡大を支援します。

【水田等有効活用促進交付金 40,419(0)百万円】

【生産条件不利補正交付金(成績払)のうち生産拡大分(特会) 1,146(0)百万円】

【水田等有効活用促進指導費交付金 1,482(0)百万円】

【強い農業づくり交付金のうち食料自給率向上対策特別枠 5,515(0)百万円】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(新規需要米生産製造連携関連施設整備事業) 4,030(0)百万円】

## 2. 地域の特色ある水田農業の展開

別紙

現行の産地づくり交付金について、制度の基本的枠組みを維持しつつ、自給率向上に向けた効果が一層高まるように所要の見直しを行います。

【産地確立交付金 147,669(147,669)百万円】

## 3. 緊急的な耕作放棄地解消のための総合的・包括的支援

1(5)において詳述

耕作放棄地を営農可能な状態に回復するための取組（障害物の除去、深耕、整地、土壌改良等）や用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設等の補完整備、農地利用調整、水利調整、営農定着等の地域の取組を総合的・包括的に支援します。

耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金 23,000(0)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：耕作放棄地解消対策協議会等

## 4. 農地の有効活用を図る基盤整備の実施

農業生産基盤の整備と、耕地利用率の向上を前提とした担い手への農地利用の面的集積を促進するための関連支援策を一体的に実施することにより、食料供給力の確保を図ります。

農地有効活用緊急基盤整備事業（公共） 2,000(0)百万円  
補助率：1/2等  
事業実施主体：地方公共団体、民間団体  
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農地有効活用緊急支援）100(0)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

担当課：生産局農業生産支援課 (03-3597-0191(直))  
経営局経営政策課 (03-6744-2147(直))  
農村振興局整備部農村整備官 (03-6744-2209(直))  
水資源課 (03-6744-1363(直))  
農地資源課 (03-3502-6277(直))

## 水田等の有効活用による生産拡大支援と特色ある水田農業の展開

【 200,260(147,669)百万円】

## 対策のポイント

地域の特色ある水田農業の展開を推進するとともに、主食用米からの転換水田、調整水田等における食料自給率・自給力向上戦略作物（米粉・飼料用米、麦、大豆等）の需要に応じた生産拡大を支援します。

## &lt; 内容 &gt;

## 1. 水田等の有効活用による戦略作物の生産拡大に対する支援

## (1) 水田・畑への米粉・飼料用米、麦、大豆等の作付支援

主食用米からの転換水田、調整水田等における食料自給率・自給力向上戦略作物（米粉・飼料用米、麦、大豆等）の需要に応じた生産拡大を支援します。

- ・転作の拡大部分、調整水田等不作付地への作付拡大に対して助成

米粉・飼料用米等 → 5万円/10a

麦、大豆、飼料作物 → 3.5万円/10a（配分総額の範囲内で地域で単価調整可）  
（水田裏作、畑不作付地への作付拡大は1.5万円/10a（助成期間3年、1年））

- ・（水田・畑作経営所得安定対策の対象者）

上記に加え、麦、大豆には経営所得安定対策相当額を助成予定

（参考）経営所得安定対策助成水準

固定払 小麦：2.7万円/10a、大豆：2.0万円/10a（助成平均水準）

成績払 小麦：2,110円/60kg（1等Aランク）、大豆：3,168円/60kg（1等）

水田等有効活用促進交付金 40,419(0)百万円

補助率：定額

事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会等

生産条件不利補正交付金（成績払）のうち生産拡大分（特会） 1,146(0)百万円

補助率：定額

事業実施主体：国

水田等有効活用促進指導費交付金 1,482(0)百万円

補助率：定額

事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会等

## (2) 戦略作物の生産性向上への支援

食料自給率・自給力向上戦略作物の需要に応じた生産拡大に必要となる乾燥調製施設の整備等を支援します。

強い農業づくり交付金のうち食料自給率向上対策特別枠 5,515(0)百万円

補助率：定額

事業実施主体：農業者団体等

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（新規需要米生産製造連携関連施設整備事業）

4,030(0)百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

## 2. 地域の特色ある水田農業の展開

地域自らが作成する地域水田農業ビジョンの実現に向けて実施する現行の産地づくり対策について、制度の基本的枠組みを維持しつつ、食料自給率・自給力向上に向けた効果が一層高まるよう、調整水田等不作付地の助成対象からの除外を検討する等の用途の重点化、著しく高い助成単価の是正など所要の見直しを行います。

産地確立交付金 147,669(147,669)百万円

補助率：定額

事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会

担当課：生産局農業生産支援課 (03-3597-0191(直))

経営局経営政策課 (03-6744-2147(直))

農村振興局整備部農村整備官 (03-6744-2209(直))

## 米粉・飼料用米等の飛躍的利用拡大に向けた供給体制の整備

【新規需要米生産・流通システム確立対策 44,680(54)百万円】

### 対策のポイント

新規需要米（米粉・飼料用米等）について、生産・流通・加工・販売の各関係者による連携を前提に、新規需要米の生産拡大や必要な機械・施設の整備等を総合的に支援します。

### （新規需要米）

世界的に穀物需給がひっ迫し、小麦やとうもろこしの価格が高騰している一方、国内では主食用米の需要が年々減少しています。

こうした中、我が国の貴重な食料生産装置である水田をフル活用し、米粉用や飼料用など新たな利用に対応した米（新規需要米）の生産を本格化させ、我が国の食料供給力を強化する必要があります。

### 政策目標

水田をフル活用し、新規需要米（米粉・飼料用米等）の生産規模を拡大

### < 内容 >

#### 1. 米粉・飼料用米等の生産・流通システムの確立

生産・流通・加工・販売の各関係者の連携による確実な流通・消費を前提に、生産機械や加工・集出荷施設等の必要な機械・施設の整備等を支援します。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（新規需要米生産製造連携関連施設整備事業）  
4,030(0)百万円  
補助率：定額（1/2等）  
事業実施主体：民間団体等

#### 2. 米粉・飼料用米等の需要に応じた生産の拡大

水田等を最大限有効に活用し、食料自給率・自給力の向上に結びつく米粉・飼料用米等の需要に応じた生産の拡大を支援します。

水田等有効活用促進交付金 40,419(0)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会等

#### 3. 多収性稲種子の安定供給の確立

米粉・飼料用米等の低コスト生産に必要な多収性稲種子の安定供給を図る取組を支援します。

多収性稲種子の安定供給支援事業 58(0)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

#### 4 . 米粉利用を加速化する基盤技術の開発

加工適性に優れた多収品種の選定、製粉・ブレンド技術の確立に必要な米粉の品質特性の解明、米粉パンの広域流通に向けた品質劣化防止技術の開発等米粉利用を加速化する基盤技術の開発を行います。

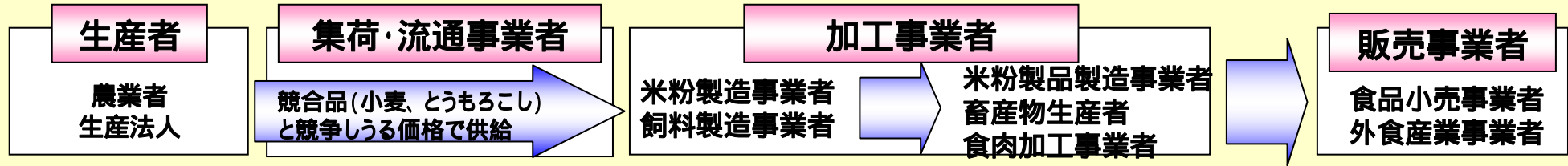
〔 低コストで質の良い加工・業務用農産物の安定供給技術の開発  
（米粉利用を加速化する基盤技術の開発） 134（14）百万円  
事業実施主体：民間団体等 〕

[ 担当課：総合食料局食糧部計画課 （03 - 3502 - 8090（直）） ]

# 米粉・飼料用米等の定着拡大について

確実に消費されるよう、関係者の連携が前提

関係者が連携して計画を作成(計画期間は3～5年を想定)



## 支援措置

### 生産者に対する支援

米粉・飼料用米等の生産者に対し、地域水田農業推進協議会等を通じ、助成金を交付(水田等有効活用促進交付金(404億円)の一部を活用)

#### 【交付要件】

- 実需者との播種前契約等があること
- 低コスト生産を行うこと
- 捨て作りを行わないこと

【助成水準】 毎年 5万円 / 10a

【事業期間】 平成21年度～平成23年度

### 都道府県の種苗関係団体等が行う多収性稲種子の安定供給に対する支援

都道府県の種苗関係団体等が実施する多収性稲種子の安定供給を図る取組を支援(多収性稲種子の安定供給支援事業58百万円)

### 生産者、集荷・流通事業者、加工事業者、販売事業者が整備する機械・施設等に対する支援

活性化計画を策定した地域において、関係者が上記の計画を作成することを前提に、次の支援を実施(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(新規需要米生産製造連携関連施設整備事業)40億円)

#### 【施設整備等の支援(補助率:1/2)】

- 農業生産機械の導入
- 加工施設の整備
- 集出荷施設の整備 等

#### 【市場動向分析、製品開発研究等の支援(補助率:定額)】

### 米粉利用を加速化する基盤技術の開発

製粉・ブレンド技術の確立に必要な米粉の品質特性の解明等基盤技術の開発を実施

19生産第8141号  
平成20年2月14日

各地方農政局生産経営流通部長  
食糧部長  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長  
北海道農政部長  
北海道農政事務所長

} あて

(農林水産省)  
総合食料局食糧部計画課長  
生産局農産振興課長  
畜産振興課長

### 非主食用米の取組の推進に向けた検討について

需要を上回る米の過剰作付けや需要減による生産調整の拡大に対応し、20年産の生産調整の実効性を確保し、需給均衡を確実に図るため、19年度補正予算において、地域水田農業活性化緊急対策事業が措置されたところである。

本事業においては、主食用米の需要が一貫して減少する中で、水田を有効に活用しつつ需要に即した新たな作物導入を進めていくことが重要な課題であることから、非主食用米の低コスト生産技術の確立試験を支援することとしているが、各都道府県、各地域の水田農業推進協議会においては、今後の地域水田農業の将来展望を踏まえつつ、下記の取組が進められるよう、管内の関係機関に対する指導・助言方をお願いする。

### 記

- 1 主食用米の消費が一貫して減少する中で、今後の地域水田農業において、稲ホークロップサイレージ、飼料用米等の非主食用米の生産が一つの選択肢であり、各県、各地域において、非主食用米の需要や生産の意向があることを確認した上で、その低コスト生産の取組の推進に向けた検討を進めていただきたい。
- 2 非主食用米の低コスト生産の推進に当たっては、
  - ・ 地域水田農業活性化緊急対策事業
  - ・ 産地づくり交付金（新需給調整システム定着交付金を含む）

等の活用が可能であるので、各地域において地域水田農業推進協議会等の場で関係者の議論を行い、これらの事業の活用を検討していただきたい。

- 3 農林水産省においては、総合食料局・生産局のほか、関係部局からなる連携体制（別添）を整備し、また、全国農業協同組合連合会においても関係部署の連携体制が整備されたところであるので、県段階においても、生産振興部局、畜産振興部局等が連携して非主食用米の生産の拡大・定着の推進が図られるよう、推進体制の整備をお願いする。

また、非主食用米の低コスト生産に取り組もうとする地域においても関係者の連携が図られるよう体制整備をお願いする。

なお、都道府県等における技術的指導・助言については、「都道府県等における地域水田農業活性化緊急対策（非主食用米低コスト生産技術確立試験契約）に係る技術的な指導・助言の実施について」（平成 20 年 1 月 23 日付け関係課長通知）により引き続き各地域に対する指導をお願いする。

- 4 また、各地域における関係者の議論の参考となるような情報の提供を迅速に行うため、農林水産省のホームページに飼料用米関連情報ページを開設したので積極的に活用されたい。

(別 添)

## 非主食用米の取組推進に向けた連携体制

部 署	役 割	連 絡 先
総合食料局 食糧部計画課	<ul style="list-style-type: none"><li>生産調整推進全体及び飼料用米等の非主食用米の取組推進の総合窓口</li><li>生産調整制度の運用</li><li>地域水田農業活性化緊急対策の運用</li></ul>	03-3502-8090 武田
生産局 農産振興課	<ul style="list-style-type: none"><li>米、麦、大豆の生産振興</li><li>直播栽培等水田農業における低コスト技術の推進</li><li>産地づくり対策の運用</li></ul>	03-3502-5956 今野・大石
生産技術課	<ul style="list-style-type: none"><li>生産コスト縮減推進の総合窓口</li><li>生産資材費の低減の推進</li></ul>	03-6744-2107 宮本・町口
畜産部畜産振興課	<ul style="list-style-type: none"><li>稲WCS、飼料用米等の利用の推進</li><li>耕畜連携水田活用対策の運用</li><li>飼料米利活用調査・実証事業の運用</li></ul>	03-3501-3777 小笠原・山内
経営局 普及・女性課	<ul style="list-style-type: none"><li>普及事業を通じた稲WCS、飼料用米の導入、生産コスト縮減の推進</li></ul>	03-3593-6497 上崎
技術会議事務局 研究開発課	<ul style="list-style-type: none"><li>多収性品種、低コスト技術等の試験研究</li></ul>	03-6744-2217 松本

(参 考)

## 全国農業協同組合連合会の計画生産達成に向けた体制

部 署	役 割	連 絡 先
米穀部 事業対策課	・ 生産調整推進全体に係る総合窓口 ・ 生産調整との関連で、飼料用米の生産・販売スキームの構築	03-3245-7134 中野・大山 金森
原材料・安心システム米販売課	・ 加工用米の生産・集荷・販売に係るスキームの構築	絹川・市川
園芸農産部 大豆販売課	・ 増産が見込まれる大豆の円滑な販売対応	03-3296-8024 地挽・田口
畜産総合対策部 整備推進課	・ 飼料用米・WCS等に関する畜産事業部の総合窓口として、関係部(畜産生産部)等と連携の上、購入価格の設定、使用配合飼料工場等の選定	03-3245-7149 清水・遠藤(雄)
生産資材部 農業機械課	・ 機械等(WCS用機械を含む)に係る対応	03-3245-7305 池田・松澤
営農総合対策部 営農企画グループ	・ 低コスト栽培技術情報提供等の対応	03-3245-7101 山田・佐藤(博)

## 新規需要米(米粉・飼料用米等)の取組推進に向けた連携体制

(平成20年8月31日現在)

部 署	役 割	連 絡 先
総合食料局 食糧部計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産調整推進全体及び新規需要米取組推進の総合窓口</li> <li>生産調整制度(新規需要米)の運用</li> <li>新規需要米生産・流通システム確立対策の推進</li> </ul>	03-3591-7889 武田
生産局 農業生産支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>米、麦、大豆の生産振興</li> <li>直播栽培等低コスト技術の推進</li> <li>産地づくり対策の運用</li> <li>多収性稲の種子の供給</li> </ul>	03-3597-0191 今野・野口
技術普及課	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及事業を通じた稲WCS、飼料用米の導入、生産コスト縮減の推進</li> </ul>	03-3501-3769 上崎
畜産部畜産振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>稲WCS、飼料用米等の利用の推進</li> <li>耕畜連携水田活用対策の運用</li> <li>飼料米利活用調査・実証事業の運用</li> </ul>	03-6744-2399 相田・上原
農村振興局 農村整備官	<ul style="list-style-type: none"> <li>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(新規需要米生産製造連携関連施設整備事業)等窓口</li> </ul>	03-6744-2209 前田
技術会議事務局 研究開発官	<ul style="list-style-type: none"> <li>多収性品種、低コスト技術等の試験研究</li> </ul>	03-6744-2214 佐藤